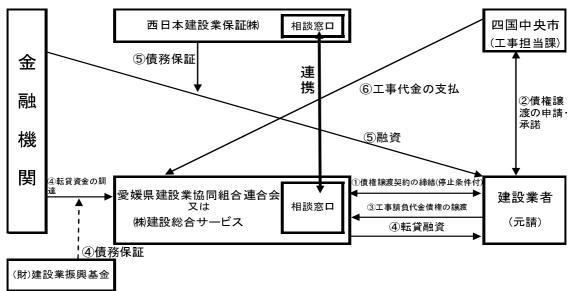
## 工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度 (地域建設業経営強化融資制度)について

## 1. 制度の概要

建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め 流動化を促進する等により、建設企業の金融の円滑化を推進しようとするものです。



連絡先愛媛県建設業協同組合連合会089-943-5324(県協会会員の方)宇摩建設業協同組合0896-24-0700(県協会会員の方)㈱建設総合サービス/西日本建設業保証㈱愛媛支店(上記以外の方)089-941-4660

## 2. 手続きの流れ(番号は上図参照)

相談窓口 この制度を利用される方(以下「利用者」という)は、愛媛県建設業協同組合連合会(以下「県連合会」という)、㈱建設総合サービス又は西日本建設業保証㈱のいずれかに相談してください。

債権譲渡契約 利用者は、県連合会又は㈱建設総合サービスとの間で、四国中央市の 承諾を停止条件とした債権譲渡契約を締結します。

債権譲渡申請 利用者と県連合会又は㈱建設総合サービスとの連名で、四国中央市に 債権譲渡承諾の申請を行い、四国中央市は債権譲渡の承諾(又は不承諾)の通知を行います。

債権の譲渡 四国中央市の債権譲渡の承諾後、利用者は当該債権を県連合会又は㈱建設総合サービスに譲渡します。

転貸融資 県連合会又は㈱建設総合サービスは譲渡債権を担保として、財団法人建設業振興基金の債務保証を受け金融機関からの借入れ、出来高の範囲内で利用者に転貸融資を行います。

出来高超部分の融資 出来高を超えた部分(未完成工事部分)については、西日本建設業

保証㈱の債務保証を受け、金融機関が直接融資します。

工事代金支払(市) 四国中央市は、工事完成後、債権譲受人である県連合会又は㈱建設総合サービスに対して工事代金を支払います。

精 算 県連合会又は㈱建設総合サービスは貸付金を精算の上、残余について西日本建設業保証㈱に支払います。( の融資を受けている場合)/西日本建設業保証㈱は保証金を金融機関へ返済し、残金が有れば利用者へ返還します。